

通信販売酒類小売業に係る販売酒類の要件緩和

(平成27年3月11日国税庁通達 課酒1-8)

特例措置前

○インターネットによる通信販売については、特定製造者(前年度の品目ごとの出荷数量が全て3,000キロリットル未満である酒類製造者)が製造するものに限定。

(規制の根拠)

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について(平成11年6月25日 課酒1-36)
別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」

第2編 酒税法関係

第10条 製造免許等の要件

第11号関係

4 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件

通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が、カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である製造者が製造、販売する酒類又は輸入酒類である場合には免許を付与等する。

ニーズ

○原料を問わず大手企業が製造した酒類は通信販売できないため地域と企業の共同商品が普及しにくい。

特例措置

○地方の特産品等を原料とする酒類については、特定製造者以外の製造者が受託製造した場合もインターネットによる通信販売を可能とする。

4 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件

通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が次の場合には免許を付与等する。

(1) 国産酒類のうち、次に該当する酒類

イ カatalog等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である製造者(以下この4において「特定製造者」という。)が製造、販売する酒類

ロ 地方の特産品等(製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。)を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類

(2) 輸入酒類

効果

○特産品の販路拡大により地域活性化を促進